

八代市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用事業 に係るプロポーザル実施要項

この要項は、八代市の広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用事業（以下「本事業」という。）について、本事業の遂行に適していると判断される事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し必要な手続き等を定める。

1. 事業概要

(1) 事業目的

事業者が広告主を募集し、モニターに広告を掲載することで得られる収入により、窓口番号案内表示システムの設置、維持管理、撤去等を行うことで、八代市の財政負担を軽減するとともに、来庁者にわかりやすく利用しやすい窓口環境を提供することを目的とする。

(2) 事業名称

八代市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用事業

(3) 事業内容

別紙「八代市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用事業仕様書」のとおり

(4) 事業場所

八代市役所本庁舎 1 階（所在地：八代市松江城町 1 番 25 号）

①市民課窓口、国保ねんきん課窓口 ※別紙「発券機図面 1」を参照

②証明書発行窓口 ※別紙「発券機図面 2」を参照

(5) 事業期間

令和 9 年 2 月 1 4 日から令和 1 5 年 2 月 1 3 日までの 6 年間とする。

2. 事業費用

(1) 各種機器の調達、設置、維持管理、保守及び撤去に係る費用、受付番号発券機で使用する消耗品は、事業者の負担とする。

(2) 八代市の機構改革又は災害等のやむを得ない理由により、機器等に変更の必要が生じたときの移設に伴う費用は、事業者の負担とする。

なお、八代市の機構改革又は災害等のやむを得ない理由により、機器等に変更の必要が生じたときの増設に伴う費用については、八代市と事業者の協議の上、定めるものとする。

(3) 機器設置に伴う配線、電源供給に伴う工事は、事業者の負担により行うものとし、八代市の庁舎管理担当課と協議した上で施工するものとする。

(4) 広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新等に要する費用は、事業者の負担とする。

(5) 本事業で使用する機器等の設置に係る電気料金相当額、行政財産使用料については、年度ごとに八代市に支払うものとする。

(6) 本市に納入する広告料（納付金）がある場合は、消費税及び地方消費税を含んだ

額を八代市に納付すること。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされているものでないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、公募から契約締結日までの間において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 番号案内表示システムや広告モニターの不具合等、緊急時に速やかに点検及び修理を行うため、熊本県内にサービス拠点（本社、支店又は営業所）があり、職員が常駐していること。

4. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問の提出方法

質問書【様式1】に必要事項を記載の上、メールにて提出すること。

電話での質問の受付は行わない。

(2) 受付期限

令和8年7月17日（金）正午まで

(3) 提出先

八代市市民環境部市民課

メールアドレス：shimin@city.yatsushiro.lg.jp

※件名には、「八代市広告付き窓口番号案内表示システムに関する質問（事業者名）」と表記すること。

(4) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名をふせて、令和8年7月22日（水）午後3時までに、八代市ホームページに掲載する。

5. 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の方法により書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加表明書【様式2】
- ②会社概要【様式任意】 ※パンフレットでも可
- ③事業実績書【様式3】

令和3年4月1日以降に地方公共団体において実施した広告付き窓口番号案内表示システム設置・運用の事業実績について記載すること。

④企画提案書【様式任意】

企画提案書には、以下に示す項目ごとに提案等を記載すること。

No.	項目	記載事項
1	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、組織体制を記載すること ・本事業の実施体制を記載すること ・契約締結から運用開始まで具体的な作業工程、作業分担や作業工数等を記述した行程表を記載すること。また、本市側で必要となる作業内容等について記載すること
2	機器の仕様等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する機器の種類、仕様、数量、配置場所等を記載すること ・設置する機器の特徴、画面デザイン及び操作性等を記載すること
3	機器保守・運用サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・定期保守、点検の内容を記載すること ・緊急時の対応、連絡体制等を記載すること ・職員向けの研修やヘルプデスクなど、職員サポート体制を記載すること
4	広告の募集方法・審査体制	<ul style="list-style-type: none"> ・募集方法や市内業者を優先した確保、広告料金、放映時間や枠数の設定、広告主の継続確保を記載すること ・広告主及び広告内容に関する審査体制及び審査方法等を記載すること
5	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化、市民サービスの向上となる機能や設備等の提案があれば、その内容を記載すること
6	本市に納入する広告料（納付金）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に納入する広告料（納付金）がある場合は、その金額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること ※年度ごとの金額がわかるように記載すること ※本事業の実施に係る経費等を含めた積算内訳についても記載すること ※行政財産使用料は含まないものとする。

(2) 提出部数

正本 1 部 (上記①～④の書類)

副本 5 部 (上記③と④の書類のみ。副本は複写可)

なお、副本 5 部は、事業者が特定できないよう加工すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明のものに限る。

(4) 提出先

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1 番 25 号

八代市役所 市民環境部 市民課 (本庁舎 1 階)

(5) 提出期限

令和 8 年 8 月 7 日 (金) 正午まで

※郵送の場合は、提出期限内必着。

(6) 提出にあたっての留意事項

①提案書類の提出は、1 参加事業者当たり 1 提案のみとする。

②書類は原則 A 4 サイズ、両面印刷とし、A 3 サイズの場合は A 4 サイズに折りこむこと。

③文字は、11 ポイント以上を使用すること。

④上記 (1) ①～④の順に 1 部ずつ書類を重ねてクリップ留め (ホチキス留め不可) したものを 6 部提出すること。

⑤提出に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

⑥提出期限後における書類の修正、追加等は、原則認めません。

⑦提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑧設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上、許可を得ること。

6. 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

①書類の提出期間中に書類がすべて提出されなかった場合

②提出された書類に虚偽の記載があった場合

③契約締結の日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

④本要項に違反又は著しく逸脱した場合

⑤その他不正行為があった場合

7. 選定方法

(1) 選定方法

八代市役所内に設置する選定委員会において、提出された提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて別に定める選定基準に基づき評価を行い、契

約候補事業者を選定する。

参加事業者が5者以上のときは、事前に選定基準に基づいた書類審査を行い、上位4者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、参加事業者が1者のみの場合においても、提出された提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて評価を行う。

なお、選定は、あくまで契約候補事業者を特定するものであり、契約行為ではありません。

《プレゼンテーション・ヒアリングの実施概要》

①日 時	令和8年8月25日（火）午後
②場 所	八代市役所本庁舎
③プレゼン時間	提案者からの説明時間として25分以内 八代市からの質問時間として15分以内
④その他	・時間、場所、持込機材等の詳細は、改めてメールで通知する。 ※通知は、令和8年8月14日（金）を予定。 ・出席者の人数は、3人以内とする。

(2) 選定結果

選定結果については、すべての参加事業者に郵送で通知する。また、選定結果の概要を八代市ホームページへの掲載により公表を行う。

なお、選定理由、結果の内容等に関するお問合せには、一切お答えいたしません。

8. 参加の辞退

参加表明書及び企画提案書の提出後、やむを得ず参加の辞退を行う場合には、事前に担当課に電話連絡の後、辞退届【様式任意】を提出すること。

9. 契約の締結

(1) 選定委員会における選定の結果、契約候補事業者となった者については、提案内容の詳細について協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、次点候補者と契約締結に向けた協議を行うものとする。

①契約候補事業者が契約締結を辞退したとき

②契約候補事業者と協議が不調となったとき

③提出書類の記載内容に虚偽の内容があったとき、又は提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明したとき

(3) 本事業で使用する機器等の設置については、行政財産の目的外使用に該当するため、契約締結に併せて「行政財産使用許可申請書」の提出が必要となる。

なお、行政財産使用料については、八代市行政財産使用料条例に基づき、機器等の面積に応じて使用料を定めるものとする。

10. スケジュール

No.	項目	日程
1	公募開始	令和8年7月10日(金)から
2	質問の受付期限	令和8年7月17日(金)正午
3	質問に対する回答	令和8年7月22日(水)午後3時
4	提案書類の提出期限	令和8年8月7日(金)正午
5	プレゼンテーション案内通知	令和8年8月14日(金)まで ※メールにて通知
6	選定委員会による審査 (プレゼンテーション含む)	令和8年8月25日(火)午後
7	審査結果通知・公表	令和8年9月9日(水)
8	契約締結	令和8年10月上旬(予定)
9	納入・設置	令和9年2月13日(土) ※令和9年2月12日(金)に設置する 場合は、18時以降
10	運用開始	令和9年2月14日(日)

11. 問合せ及び提出先

担当課：八代市役所 市民環境部 市民課（本庁舎1階）

住所：〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

電話：0965-33-4110（直通）

FAX：0965-32-0909

メールアドレス：shimin@city.yatsushiro.lg.jp